

所管部課名	産業戦略課	担当者	米山					
事業費名称	企業立地事業費 企業誘致事業費							
根拠法令	薩摩川内市企業立地支援補助金交付要綱、薩摩川内市地域成長戦略促進補助金交付要綱（令和2年度で廃止）							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和3年度 予算額	166,260千円	国県支出金 千円	一般財源 166,260千円	その他 千円	その他の内容			
	令和2年度 予算額	187,831千円	千円	187,831千円	千円			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	立地（協定）件数		5件/年	令和8年度				
成果指標②	新規雇用者数		100人/年	令和8年度				
補助対象者	本市に工業生産施設等を新規立地、または増設・移転するもの							
補助対象経費	用地取得費、施設設備費、賃借費、通信費、新規雇用に対する対象額							
補助対象事業・活動の内容	本市に工業生産施設等を新規立地、または増設・移転した際の用地取得費、施設設備費、賃借費、通信費について選択制により補助する。併せて、新規雇用者数に応じた額を補助する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	用地取得費3/10～5/10、施設設備費5/100～1/10、賃借費3/10～5/10、通信費3/10～5/10、新規雇用×30万円※非正規20万円、障害者10万円加算（竹CNF事業は新規雇用×50万円、非正規は×30万円に拡充）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	3,468,072,000	93.9%	630,381,000	94.9%	0	0.0%
		自己資金	2,981,012,000	80.7%	481,960,000	72.6%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	487,060,000	13.2%	148,421,000	22.3%		0.0%
		市補助金	224,683,000	6.1%	33,857,000	5.1%	6,500,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	3,692,755,000	100.0%	664,238,000	100.0%	6,500,000	100.0%	
	支出	事業費	3,692,755,000	100.0%	664,238,000	100.0%	6,500,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計	3,692,755,000	100.0%	664,238,000	100.0%	6,500,000	100.0%		
支出計/前年度支出計					18.0%	1.0%		
自己資金/前年度自己資金					18.2%	0.0%		
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%	0.0%		
交付件数	9		4		1			
成果指標の推移①	2		1		2			
成果指標の推移②	7		40		57			
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【前回評価への回答】なし 【事業のPR方法】企業訪問、市ホームページでのPR 【費用対効果】企業立地を支援することにつながり、雇用の増加が期待される。 【補助事業以外の事業】なし 【その他】なし ※ 令和2年度は、新規雇用者数に対する助成のため、収支に自己資金の掲載は無い。							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	企業立地を支援することにより、雇用の増加とともに、市の経済活動の活性化につながり、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与していると言える。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	企業立地を支援することにより、雇用の増加とともに、市の経済活動の活性化に寄与し適切な効果につながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	企業立地（新設、増設）による雇用機会の拡充に対する支援であり、補助により行うのが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市に新規立地した企業、増設・移転した企業に対して、初期投資を軽減することができる最も妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	適正な運用がなされている。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後も、企業誘致を継続していくため、必要不可欠な補助金と思量する。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市企業立地支援補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第216号

改正 平成26年7月1日告示第742号

平成28年3月28日告示第167号

令和2年2月25日告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企業立地支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市における企業の立地を支援し、もって本市経済の浮揚及び雇用の増大を図るため、必要があると認める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(助成措置等)

第4条 市長は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる措置（以下「助成措置」という。）を行うことができる。

(1) 用地取得費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な土地（以下「施設用地」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(2) 施設設備費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な建物又は機械設備を取得した場合にその建物又は機械設備（以下これらを「施設設備」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(3) 賃借費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な建物又は施設用地（以下これらを「賃借物件」という。）の賃借に要した経費の一部を補助する措置

(4) 通信費補助 工業生産施設等のうち情報サービス施設に係る新設、増設又は移転を行った施設において通信回線の使用に要した経費の一部を補助

する措置

(5) 新規雇用補助 新規雇用者（工業生産施設等の新設、増設又は移転に係る操業開始に伴い、新たに雇用される者で、かつ、3箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。以下同じ。）のうち、操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され、かつ、本市に住所を6箇月以上有する者（以下「新規市内雇用者」という。）を雇用した場合に補助する措置

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、事業者に対して、施設用地、賃借物件、資金及び労務のあっせん等便宜の供与を行うことができる。

（助成措置の対象）

第5条 助成措置は、次に掲げる要件を具備する事業者を対象とする。

(1) 新設、増設又は移転に伴い工業生産施設等の面積が増加し、かつ、新規雇用者の総数が5人以上であること。

(2) 用地取得費補助を受けようとする場合は、施設用地を新たに取得し、かつ、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転し、施設用地を取得した日から5年以内にその操業を開始していること。

(3) 施設設備費補助を受けようとする場合は、工業生産施設等を新設、増設又は移転し、施設設備を取得した日から2年以内にその操業を開始していること。

(4) 賃借費補助を受けようとする場合は、賃借物件を新たに賃借し、かつ、当該賃借物件に工業生産施設等を新設、増設又は移転し、賃借物件を賃借した日から2年以内にその操業を開始していること。

(5) 工業生産施設等の操業開始日後1年以内において、新規雇用者の数が5人以上であること。

（用地取得費補助の額等）

第6条 用地取得費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費（売買代金及び当該施設用地に係る造成費（解体費を含む。）をいう。以下同じ。）に10分の5を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の4を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、用地取得費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 5人以上20人未満の場合 3,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 5,000万円

(3) 30人以上の場合 1億円

(施設設備費補助の額等)

第7条 施設設備費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の10を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、施設設備費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 5人以上20人未満の場合 3,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 5,000万円

(3) 30人以上の場合 1億円

(賃借費補助の額等)

第8条 賃借費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、賃借費補助の額及び期間は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 5人以上20人未満の場合 1,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 2,000万円

(3) 30人以上の場合 3,000万円

(通信費補助の額等)

第9条 通信費補助は、次の各号に掲げる情報サービス施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費

に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費のうち、当該施設の増設又は移転により増加した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、通信費補助の額及び期間は、新設、増設又は移転の設置形態を問わず、次の各号に掲げる雇用者（操業開始日の翌日から起算して1年を経過する日、2年を経過する日及び3年を経過する日のそれぞれ属する月の末日時点において雇用されている者のうち市長が別に定めるものをいう。）の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 50人以上100人未満の場合 1,000万円

(2) 100人以上200人未満の場合 2,000万円

(3) 200人以上の場合 3,000万円

（新規雇用補助の額等）

第10条 新規雇用補助の額は、正規雇用者（新規市内雇用者のうち、雇用期間の定めがなく、かつ、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入しているものをいう。次項において同じ。）の数に30万円を乗じて得た額に、非正規雇用者（新規市内雇用者のうち、正規雇用者以外のものをいう。同項において同じ。）の数に20万円を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、新規市内雇用者に障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に掲げる者をいう。）があるときは、障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。

2 前項において、助成対象事業者が化学的若しくは機械的処理により竹から取り出した繊維状物質又は当該物質を他の材料に添加した複合材料等を工業的に生産する施設及びこれらの生産に関連する研究又は開発の用に供する施設を新設、増設又は移転をしようとするときは、同項中「30万円」とあるのは「50万円」と、「20万円」とあるのは「30万円」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、新規雇用補助の額は、1億円を限度とする。

（補助金の申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする助成対象事業者は、それぞれその旨市長に申請しなければならない。ただし、用地取得費補助、施設設備費補助及び賃借費補助については、そのいずれかを申請するものとする。

2 市長は前項の申請を受理したときは、それぞれその内容を審査し、条例第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(成果)

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 用地取得費補助金、施設設備費補助金、賃借費補助金及び通信費補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の投下固定資産総額（工業生産施設等の新設、増設又は移転に伴い、取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち、工業生産施設等の事業の用に直接供するものの取得に要した額の合計額で、市長が認定した額をいう。）によって測定するものとする。

2 新規雇用補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の新規市内雇用者の数によって測定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日告示第742号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第167号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日告示第77号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第10条の規定は、施行日以後に薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号）第8条第1項の指定（以下「指定」という。）を受けた助成対象事業者に交付する補助金について適用し、施行日前に指定を受けた助成対象事業者に交付する補助金については、なお従

前の例による。

（薩摩川内市地域成長戦略促進補助金交付要綱の廃止）

- 3 薩摩川内市地域成長戦略促進補助金交付要綱（平成25年薩摩川内市告示第217号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（旧要綱の廃止に伴う経過措置）

- 4 施行日前に指定を受けた助成対象事業者のうち、施行日以後に旧要綱第5条に掲げる要件を満たした場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

○薩摩川内市地域成長戦略促進補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第217号

改正 平成26年7月1日告示第742号

平成28年3月28日告示第167号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市地域成長戦略促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市内において高い成長性又は新たな市場創出が見込まれる事業者が食品関連施設、次世代エネルギー関連施設、医療・介護周辺関連施設若しくは観光施設（以下これらを「地域成長戦略対象施設」という。）の新設、増設又は移転をしようとする場合、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図ることを目的として、当該事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食品関連施設 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する設備を有する施設をいう。

(2) 新規市内雇用者 新規雇用者（地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転に係る操業開始に伴い、新たに雇用される者で、かつ、3箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。以下同じ。）のうち、操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され、かつ、本市に住所を6箇月以上有する者をいう。

(助成措置等)

第4条 市長は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる措置（以下「助成措置」という。）を行うことができる。

(1) 用地取得費補助 地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転のために必要な土地（以下「施設用地」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(2) 施設設備費補助 地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転のために必要な建物又は機械設備を取得した場合にその建物又は機械設備（以下これらを「施設設備」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(3) 賃借費補助 地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転のために必要な建物又は施設用地（以下これらを「賃借物件」という。）の賃借に要した経費の一部を補助する措置

(4) 新規雇用補助 新規市内雇用者を雇用した場合に補助する措置

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、事業者に対して、施設用地、賃借物件、資金及び労務のあっせん等便宜の供与を行うことができる。

（助成措置の対象）

第5条 助成措置は、次に掲げる要件を具備する事業者を対象とする。

(1) 新設、増設又は移転に伴い地域成長戦略対象施設の面積が増加し、かつ、新規雇用者の総数が5人以上であること。

(2) 用地取得費補助を受けようとする場合は、施設用地を新たに取得し、かつ、当該施設用地に地域成長戦略対象施設を新設、増設又は移転し、施設用地を取得した日から5年以内にその操業を開始していること。

(3) 施設設備費補助を受けようとする場合は、地域成長戦略対象施設を新設、増設又は移転し、施設設備を取得した日から2年以内にその操業を開始していること。

(4) 賃借費補助を受けようとする場合は、賃借物件を新たに賃借し、かつ、当該賃借物件に地域成長戦略対象施設を新設、増設又は移転し、賃借物件を賃借した日から2年以内にその操業を開始していること。

(5) 地域成長戦略対象施設の操業開始日後1年以内において、新規雇用者の数が5人以上であること。

（助成対象事業者の指定）

第6条 市長は、本市へ立地する計画のある企業を公募し、別に定めるところにより、助成対象事業者として指定する。

（用地取得費補助の額等）

第7条 用地取得費補助は、次の各号に掲げる地域成長戦略対象施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 地域成長戦略対象施設の施設用地の取得に要した経費（売

買代金及び当該施設用地に係る造成費（解体費を含む。）をいう。以下同じ。）に10分の5を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 増設又は移転の場合 地域成長戦略対象施設の施設用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の4を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、用地取得費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 5人以上20人未満の場合 6,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 1億円

(3) 30人以上の場合 2億円

(施設設備費補助の額等)

第8条 施設設備費補助は、次の各号に掲げる地域成長戦略対象施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 地域成長戦略対象施設の施設設備の取得に要した経費に100分の10を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 地域成長戦略対象施設の施設設備の取得に要した経費に100分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、施設設備費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 5人以上20人未満の場合 6,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 1億円

(3) 30人以上の場合 2億円

(賃借費補助の額等)

第9条 賃借費補助は、次の各号に掲げる地域成長戦略対象施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 地域成長戦略対象施設の賃借物件の賃借に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 地域成長戦略対象施設の賃借物件の賃借に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、賃借費補助の額及び期間は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 5人以上20人未満の場合 2,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 4,000万円

(3) 30人以上の場合 6,000万円

(新規雇用補助の額等)

第10条 新規雇用補助の額は、新規市内雇用者のうち正規雇用者（雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している者をいう。以下同じ。）の数に50万円を乗じて得た額に新規市内雇用者のうち非正規雇用者（雇用保険に加入している者をいう。以下同じ。）の数に30万円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、助成対象事業者が次世代エネルギー関連施設を新設、増設又は移転をしようとする場合は、新規市内雇用者のうち正規雇用者の数に100万円を乗じて得た額に、新規市内雇用者のうち非正規雇用者の数に60万円を乗じて得た額を加算した額とする。

(補助金の限度額)

第11条 補助金の限度額は10億円とする。

(補助金の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする助成対象事業者は、それぞれその旨市長に申請しなければならない。ただし、用地取得費補助、施設設備費補助及び賃借費補助については、そのいずれかを申請するものとする。

2 市長は前項の申請を受理したときは、それぞれその内容を審査し、条例第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(成果)

第13条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大とする。

(見直しの期間)

第14条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第15条 用地取得費補助金、施設設備費補助金及び賃借費補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の投下固定資産総額（地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転に伴い、取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち、地域成長戦略対象施設の事業の用に直接供するものの取得に要した額の合計額で、市長が認定した額をいう。）によって測定するものとする。

2 新規雇用補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の新規市内雇用者の数によって測定するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日告示第742号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第167号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。